

政治家の寄附は、
禁止されています。
有権者が寄附を
求めることも禁止
されています。



寄附はおことわりを 貫こう

きれいな選挙や政治をするために、政治家や候補者は選挙のあるなしにかかわらず、選挙区内の人に寄附をしてはいけないことになっています。

有権者が、これらの人たちに寄附を要求したり、勧誘したりするものいけません。

選挙にお金がかからないようにすること。これは選挙や政治がきれいに行われるためにもとても大切なことです。

そして、それは政治家や候補者ばかりでなく、有権者のみなさんの協力があってはじめて実現できるのです。

一人ひとりの理解と自覚が強く求められているのです。

●三ない運動のキャッチフレーズ

**「贈らない
求めない
受けとらない」**

時候のあいさつ状、お歳暮やお中元、祭りや各種集会への祝儀、親睦旅行への差入れ、ちょっとしたおみやげ等

